

文京区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

2023文保生第1628号令和5年9月28日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰の影響を受けている区の区域内（以下「区内」という。）の医療機関等に対して、補助金を交付し、負担軽減を図ることにより、地域医療提供体制を維持することを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる施設は、令和5年10月1日から引き続き区内に所在する別表に掲げる医療機関等とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1施設当たり10万円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする医療機関等（以下「申請者」という。）は、文京区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼口座振替依頼書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、区長に申請しなければならない。

(申請期限)

第5条 前条の規定による補助金の申請は、令和5年12月31日までに行わなければならない。

(補助金の交付)

第6条 区長は、第4条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは文京区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、適当でないときは文京区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に対して通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに当該補助金を交付するものとする

(申請の取下げ)

第7条 交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、区が確認等に努めたにもかかわらず、第5条に規定する期限までに申請書の補正が行われず、支払ができなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみな

す。

(申請の撤回)

第8条 交付決定者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該交付決定を受けた日の翌日から起算して14日以内に、文京区医療機関等物価高騰対策補助金申請撤回書(別記様式第4号)により申請の撤回をすることができる。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、文京区医療機関等物価高騰対策支援事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第11条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(通則)

第12条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)の定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健衛生部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

別表（第2条関係）

医療機関等	定義
無床診療所	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関であること。
歯科診療所	健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関であること。
薬局	健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険薬局であること。
助産所	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 2 条第 1 項に規定する助産所であること。
施術所	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所又は償還払による保険診療を行っている施術所であること。